

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

項目	意見の概要	市の考え方
1	<p>・現在の「校区自治連合会」に対して屋上屋ではないのかと思います。</p> <p>「個人、団体、事業者等」ということは、近年、高齢化・独居世帯化が進む中で、自治会の担い手が脆弱になってくることで、旧来の自治会組織のみならず、他の団体も含めることでそれを補完すると考えて良いのでしょうか。</p> <p>既存自治会側から見ると、「また、時間が取られる会合が増える」「回覧・配布物が増える」という結果にしかないのではとも思われます。</p> <p>・条例第2条(7)にある「地域自治組織（自治会その他の・・・）」の維持・運営、特に人材不足に日常悩まされることが多い現状のなかで屋上屋を重ねるような組織を作ることにメリットは感じられない。</p> <p>・この条例案・規則案だけでは、既存の地縁型自治組織である自治会・町内会と地域自治協議会との関係が不明で、「うちの地域では自治会活動が活発に行われているのになぜ新しい組織を作る必要があるのか」「地域自治協議会ができたなら自治会はなくなるのか」といった市民の素朴な疑問に答えることができません。両者の違いや役割分担のあり方について何らかの形で示す必要があります。</p>	<p>屋上屋の議論はありますが、地域コミュニティの活性化として、地域活動の合意形成、参加、協働が必要になります。これら「顔が見える」エリアとしておおむね小学校区と設定しています。</p> <p>この地域自治協議会は、地域の実情に合わせた住民自治を拡充し、地域コミュニティの活性化を図るため、自治会・町内会などの地縁型住民自治組織とNPOやボランティア団体などのテーマ型市民活動組織との連携により、住民自らが地域課題の解決に向け「支えながら共に生きる」という暮らし方を考えていますので、自治会をなくすというものではありません。</p> <p>地域活動の担い手不足により、業務の負担が懸念されますが、新たな担い手を創出し個々の負担を軽減していくこともこの協議会の目的としています。</p>
2	<p>「おおむね小学校区」は、現状の校区自治連合会をベースにしていると思います。しかし、現在の奈良市内は実際の「通学区」と「校区自治連合会」で異なっているところもありますが、これについてはどのような対処になりますか。</p>	<p>「顔の見える関係」として「おおむね小学校区」が地域活動の基礎単位として設定いたしました。ご指摘のとおり学区レベルで地域を運営する組織の自治連合会のエリアと通学区のエリアが異なっているところについては、協議調整を図って行きたいと考えています。</p>
3	<p>「地域自治協議会」の認定には「地域自治計画」が必要ということですが、「自治計画」とはどのようなものでしょうか。奈良市には「総合計画」や、「都市計画」もあります。地域レベルで整合性のある「自治計画」を立てるということは、そう簡単な事とは思えません。</p>	<p>地域自治計画は、地域のまちづくりの方向性や将来ビジョンを定めたもので、自分たちのまちをどのような地域にしたいか(将来像)、そのために行う事業などをまとめていくことを想定しています。</p> <p>みんなが幸せに暮らせるまちを目指し、地域の良いところや課題を把握・整理して、地域課題を解決す</p>

<p>自治計画について、設立時は「骨子」で設立後に詳細でもとありますが、そういう問題なのかどうか。</p> <p>「計画」と謳う以上、収入と支出、流入と流出など、数字で出る見通しが必要ですし、なにより「目的・目標」の無い計画はあり得ませんが、「地域自治の目的」とはなんでしょうか。</p> <p>多くの市民は「何とかこのまま安穏と暮らしていければいい」と思っているでしょうが、そこへ「目的に向けて計画を立てて」という話が、入っていくものなのでしょうか。</p> <p>むしろ、「何かことが起こった」（たとえば街路事業や開発事業など）場合「地域協議会」が、必要になるのだらうと思われます。</p> <p>「平時」に「自治計画作って地域協議会を始めましょう」と呼びかけたところで、乗ってくる人はごくわずかなのではないかと思います。</p> <p>また、そういう「こと」（都市計画事業や開発事業など）って、必ずしも「小学校区」単位で話が持ち上がるわけでもないと考えます。「規則（案）」にある「他の協議会の区域と重複しない」ことを条件にして、有効に機能する協議会が作れるものなのでしょうか。</p> <p>「小学校校区ごとに他の区域と重複しない形で」作られる「地域協議会」というのは、結局、校区自治連合会に上乘せされる行政の下請組織をつくるだけになるのではと思われます。</p> <p>積極的にいえば、「地域自治計画」の前に、まず「地域の課題」を摘出認識することからはじめるべきではと思われます。</p> <p>そして、その課題によっては、小学校区に拘らず、他地区と重複したエリアでの協議会の設立が必要なこともありうるでしょう。</p> <p>そのような柔軟な制度であれば、有効に機能できるのかもしれない。</p>	<p>るために中長期的な計画を策定していくことが必要と考えています。</p> <p>このため、一部の役員だけで決めるのではなく、多くの地域住民が関わって作成し、地域住民の意思のもと決定する必要があります。</p> <p>従いまして、地域の総意とした総会の議決事項とするなど、地域住民の意思を反映した決定のプロセスが必要です。</p> <p>また、「奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則」において、地域自治計画の策定を規定していますので、地域が策定した地域自治計画を、市は尊重することとします。地域自治計画は、ソフト事業を想定していますが、市と協働で行う事業や他団体が関係する事業、また、法令や市の計画などとの整合が必要になる事業については、個別に協議することを考えています。</p> <p>この地域自治協議会は、地域の課題解決に向け、多様な主体と協働を図り、柔軟な活動をして頂くことを期待しています。</p>
<p>4</p> <p>・結構なエネルギーを使って「地域自治協議会」の認定を市長から取れたら、何か「権限」というか「資格」が得られるものなのでしょうか。たとえば当該地域の都市計画事業や学校改変に当たっては、意見聴取もしくは同意が必須（拒否権）とかの規定がありうるのでしょうか。</p>	<p>地域課題の解決を主体的に地域に担って頂くため、一定の予算と権限を市から委譲することを考えています。</p> <p>具体的な内容は、地域と市で協議しながら進めたいと考えています。</p>

	<p>・地域自治協議会が「新しい公共」の担い手であるとすれば、これまで行政が担ってきたどの部分の権限や財源を地域自治協議会に移譲するのか、どの部分を両者の協働によって進めていくのかといった、公共領域の整理が不可欠です。</p>	
5	<p>なぜ、市民や多くの関係主体の参画で地域自治協議会のあり方を検討しないのか。</p> <p>市自治連合会による地域自治組織の積極的な検討は大いに評価されるが、このテーマは奈良市民みんなの問題として位置付け、市民及び多様な関係主体の参画を得て検討されるのが望ましいのではないのか。</p> <p>市民参画及び協働によるまちづくり審議会が条例の規定についての検討を行うに当たり、改正するための前提、あるいは裏付けとなる調査研究等の入念な検討を行う必要があることというまでもない。</p> <p>今回の審議会の検討は奈良市地域活動推進課と奈良市自治連合会という限定された関係主体に検討を委ねる形をとっているが、検討を委ねるに当たり、市と審議会は上記の地域自治検討委員会的な組織を審議会とは別の第三者機関として別途独立させて検討するという方式をとらなかった理由は何か。あるいは、地域自治検討委員会を審議会のもとにある専門部会として位置付けることをしなかった理由は何か。</p>	<p>地域自治の基本理念である住民自治を推進する上でも、市全域を50地区ゾーンで構成している市自治連合会(おおむね小学校区)の中に組織された「地域自治協議会検討委員会」と、庁内に設置された横断的な組織である「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」と協議を重ねてきたところです。</p> <p>また、地域毎に事情や特性が異なることから、自治会をはじめとした関係団体のみならず「地域課題や地域自治協議会のあり方等」を議論して頂くワークショップをいくつかの地域で実施し、地域住民のみならずが主体のまちづくりを進めています。</p>
6	<p>いずれも撤回することが相当であると考え</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 数々の役員を経験し、少なくとも市民、地域住民の立場からすれば今回提案されている条例改正の必要性は全くないと判断しています。 2. 「地域自治協議会」の目的、守備範囲がわからない。2条(8)の「民主的」はいうまでもなく各必要がない。「地域づくり」は抽象的であり、何を言っているのかわからない。 「地域自治計画」の定義や説明がなくどのようなことか分かりません。 3. 地域の様々な組織の上に、それを統合、統括するような組織を置こうとする協議会構想は、上から目線の非民主的なものであり、既存条例の根本的姿勢に逆行するものと言わざるを得ません。 	<p>この地域自治協議会は、地域の実情に合わせた住民自治を拡充し、地域コミュニティの活性化を図るため、自治会・町内会などの地縁型住民自治組織とNPOやボランティア団体などのテーマ型市民活動組織との連携により、住民自らが地域課題の解決に向け「支えながら共に生きる」という暮らし方を考えています。</p> <p>また、地域自治計画は、地域のまちづくりの方向性や将来ビジョンを定めたもので、自分たちのまちをどのような地域にしたいか(将来像)、そのために行う事業などをまとめていくことを想定しています。みんなが幸せに暮らせるまちを目指し、地域の良いところや課題を把握・整理して、地域課題を解決するために中長期的な計画を策定していくことが必要と考えています。</p>

<p>4. 組織の上に更に組織を作ると、既存組織の弱体化を招き、地域力を弱めることとなります。</p> <p>5. 「当該年度の事業計画及び予算書」を作成し、市長に提出するようになっていますが、ここでいう「事業」はどのようなものを想定しているのか分からない。</p> <p>6. 審議会としては、条例案を提案する前に、現に地域で活躍し、大きな役割を担っている地区社協、PTA、高齢者団体、地域教育協議会の各種団体の活動状況、運営状況などを十分調査し、協議会設置についての意見を聴取すべきではないでしょうか。</p>	<p>その他のご意見については今後の参考とします。</p>
<p>7</p>	

意見の概要及び市の考え方（条例の一部改正）

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

項目	意見の概要	市の考え方
1	第2条(8) 「共同体意識の形成」とあるが、全く唐突に偉く難しい表現が出てくる。現条例のトーン、特に前文にニュアンスとは多いに異なる。もっとわかりやすい表現を	「共同体意識」とは同じ地域居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついて いる人々の集まりと考えています。
2	第2条(8) 「その他の多様な主体」とあるがこのような表現を用いる理由は何か。 条例第1条に「それぞれの主体」という表現が出てくるが、文脈上「主体」の指すものが、「市民、市民公益活動団体、事業者及び学校」と思われるが、「その他の多様な」とは何を指すのか	地域自治協議会の構成員として、主体である市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とサポーター的に関わる(例えば法人等で、地域に支店や営業所等の関わりである場合)ことを想定しています。
3	第2条(8)「民主的に」とはいかなる意味、内容、手続等を指すのか。	地域自治協議会において、規約が整備されており、意思決定、役員選任、会計等が民主的(民主主義の精神にかなっているさま)で透明性をもった組織運営がなされることを示しています。
4	第2条(8)「地域づくり」も現条例本文にない表現。「まちづくり」については第2章で理念の説明があるが、「地域づくり」についてはどこにもない。 ・以上2項目を合わせ、「民主的に地域づくりを行う組織」なるものの目指すもの、組織のあり方、権限などわからない。	近年、地域を取り巻く環境は著しく変化しており、地域の自立化・個性化とコミュニティの重要性が再認識されつつある働きを本条に掲げる「まちづくりの基本理念」に基づき、「地域づくり」と表現していますが、説明に係る文言がないため、「地域のまちづくり」と改めます。
5	第8条の2第1項 「主体的」に活動するものが「市長の認定」を受けなければならない理由は何か 「一体と」なる必要があるのか。現に危ういながらも活動を続ける自治会等の地縁団体が、それぞれの立場、考えに基づき独自性を持ちつつ、且つ、協力しながら活動することが重要であって、無理矢理「一体」にする必要はない。	地域におけるまちづくりを推進する団体を地域自治協議会として認定することにより、その活動を促進するとともに、同協議会の活動を支援することで、安定的かつ継続的に地域におけるまちづくりを推進していきます。
6	第8条の2第2項 「民主的で透明性が確保されたものでなければならない」。このことは担保されるのか。規則案第7条の規定でこの要件を満たしているか。	規則第3条2号において、認定の申請時には、認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類が必要になります。この総会の開催には、全員参加型、代議員制、部会代表制などの方法がありますので、それぞれの地域自治協議会が実情に応じて、適切な方法を採用することが必要です。いずれの場合にも、地域住民に認められた民主的な

		運営と、透明性の確保が大切であり、民主的な運営を確保するためには、いかに多くの住民の意見が、総会に反映されるかが重要となります。
7	<p>「地域のことは、地域で決めて、地域で実行する」という地域自治力・住民自治力（「自律と自己統治」力、地域の課題解決力）の尊重と強化に結び付くこと。</p> <p>→市長の認定を受けて地域自治協議会が設置できるのではなく、地域が自発的に協議会を設置した後に市長に届ける（条例第8条の2）</p> <p>→市の届け出の受理は市民参画及び協働によるまちづくり審議会での審査を経て（行政の恣意的な裁量を防ぐため）おこなう（条例第8条の2の3項）</p> <p>→協議会と市の協議の場としての地域自治会議（第8条の2の4）</p> <p>→規則第5条の地域自治会議、第6条の地域自治協定の規定</p>	<p>ご意見のとおり、「地域のことは、地域で決めて、地域で実行する」という地域自治力・住民自治力の尊重と強化に結び付くことと考えています。</p> <p>地域自治協議会の設立にあたっては、地域が自発的に取り組んで頂き、活動地域の課題を解決するために自主的かつ自立的に活動を行う団体として、規則第2条の要件を満たされた協議会は、市長の認定を受けようとするときは市長に申請していただくこととなります。</p>
8	<p>自治体政府（長・行政と議会で構成）に対する政策・施策の提案、あるいは要望等による地域から（地域住民）の政府に対する民主的統制（コントロール）が尊重・強化されること。</p> <p>→協議会と市の協議の場としての地域自治会議（条例第8条の2の4、規則第5条）</p> <p>→協議会と市の地域自治協定の締結（条例第8条の2の5、規則第6条）</p>	<p>地域自治協議会と市は、お互いに地域のまちづくりにおけるパートナーとして尊重し、協働して地域自治の推進することを考えております。</p> <p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>
9	<p>審議会を、協議会への行政意向の押しつけ、あるいは地域への行政の公共責任の転嫁等を防ぎ、協議会の自発性・自律性を維持・確保する第三者機関として位置付けること。</p> <p>→届け出の受理は審議会での審査を経て（行政の恣意的な裁量を防ぐため）おこなう（条例第8条の2の3項）</p>	<p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>
10	<p>協議会と行政の連携・協働（相互の対等性の確保、相互協議の尊重等）による施策・事業等の遂行等が効果的におこなわれること。</p> <p>→協議会と市の協議の場としての地域自治会議（条例第8条の2の4）</p>	<p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>

	→協議会と市の地域自治協定の締結(条例第8条の2の5)	
11	<p>これからの自治体ガバナンス(自治体経営(運営))の主要な担い手となる協議会のエンパワーメント(自治力の強化)に結び付く地域分権改革(協議会への決定権限及び交付金による財源の確保等)の推進と連動すること。</p> <p>→協議会と市の協議の場としての地域自治会議(条例第8条の2の4)</p> <p>→協議会と市の地域自治協定の締結(条例第8条の2の5)</p>	ご意見も参考に推進してまいります。
12	<p>第2条(8) 地域自治協議会</p> <p>市民等により自発的に設置された組織をいう。</p>	ご意見については今後の参考とします。
13	<p>第8条の2 市民等が、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるために<u>地域自治協議会を設置した場合、市長に届けるものとする。</u></p> <p>2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。</p> <p><u>3 地域自治協議会の届出の受理に当たっては、市民参画及び協働によるまちづくり審議会の審査を受けるものとする。</u></p> <p><u>4 地域自治協議会と市は、協議の場として地域自治会議を開催しなければならない。</u></p> <p><u>5 地域自治協議会と市は地域自治協定を締結することができる。</u></p> <p><u>6 地域自治協議会の届出、地域自治会議、地域自治協定に関する必要な事項は、規則で定める。</u></p>	ご意見については今後の参考とします。

意見の概要及び市の考え方（規則）

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

項目	意見の概要	市の考え方
1	規則案第2条(1)の「おおむね小学校区」がこの共同体にあたる根拠は何なのか。	地域コミュニティの範囲は、そこに住む住民が、暮らしや地域のあり方を自ら決めていくときの一つのまとまりであり、住民自治の基礎単位となるものです。その中で、小学校区は、日常的にも住民同士の顔の見える関係が築ける範囲であり、また子どもを介した一定のつながりがあることや災害時の避難所になっているなどさまざまな活動が行われてきた歴史もあることから、「おおむね小学校区」を地域自治協議会の区域としています。
2	第1条 条例改正案に「設置及び認定に関し」とあるのに、敢えて「認定等に関し」とする理由は何か。	条例第8条の2(3)については、適切な表現に改めます。
3	第2条(2) 現条例中の「市民」でなく、「住民」という言葉が初めて出てきた。地域住民としては当然と思うが定義しなくていいのか。	「住民」は、区域内に住所を有する者としています。
4	第2条(2)世帯「数」の過半数は表現がおかしい。	「その区域に属する住民世帯数の1/2以上が協議会を構成するものとなっていること。」に改めます。
5	第2条(3) 個人については現条例第2条(3)、事業者については同(4)、団体については同(7)との整合性を欠く。おまけに「等」が付いているから如何様にでも解釈できる。条例改正案の「その他の多様な主体」同様、協議会の構成員が不明である。	整合性について検討いたします。
6	第3条第1項(5)、同条第2項(9) 「地域自治計画」とは何か。条例本文にも本規則にも説明がない。内容のみならず、市長の「認可」を受けた協議会のみがこのようなものを作成、市に提出する権限があるのか。協議会に参加しないものの声はどうなるのか。	地域自治計画は、地域のまちづくりの方向性や将来ビジョンを定めたもので、自分たちのまちをどのような地域にしたいか(将来像)、そのために行う事業などをまとめていくことを想定しています。 みんなが幸せに暮らせるまちを目指し、地域の良いところや課題を把握・整理して、地域課題を解決するために中長期的な計画を策定していくことが必要と考えています。 なお、地域自治協議会は、一定の地域のまちづくりを民主的に行う組織として位置づけるため、一定の権限を付与するものです。従いまして、出来る限り多くの方々が協議会に参加され、地域がまとまることを期待しています。

7	<p>自治体政府（長・行政と議会で構成）に対する政策・施策の提案、あるいは要望等による地域から（地域住民）の政府に対する民主的統制（コントロール）が尊重・強化されること。</p> <p>→届出を受理した協議会に支援その他の必要な措置を講じなければならない（規則第11条）</p> <p>→協議会と市の地域自治協定の履行（規則第11条の（3））</p> <p>→協議会からの意見、要望、施策の提案は可能な限り市の施策に反映（規則第11条の（4））</p>	<p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>
8	<p>審議会を、協議会への行政意向の押しつけ、あるいは地域への行政の公共責任の転嫁等を防ぎ、協議会の自発性・自律性を維持・確保する第三者機関として位置付けること。</p> <p>→届出の取り消しは、審議会の審議を経て（規則第9条）</p>	<p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>
9	<p>総合的（一体的）かつ柔軟に協議会に対応するための行政システム改革がおこなわれること。</p> <p>→協議会の運営若しくは活動が円滑に行われるよう、可能な限り市の体制を整備（規則第11条の2）</p>	<p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>
10	<p>協議会と行政の連携・協働（相互の対等性の確保、相互協議の尊重等）による施策・事業等の遂行等が効果的におこなわれること。</p> <p>→協議会と市の地域自治協定の履行（規則第11条の（3））</p>	<p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>
11	<p>これからの自治体ガバナンス（自治体経営（運営））の主要な担い手となる協議会のエンパワーメント（自治力の強化）に結び付く地域分権改革（協議会への決定権限及び交付金による財源の確保等）の推進と連動すること。</p> <p>→協議会と市の地域自治協定の履行（規則第11条の（3））</p> <p>→協議会の活動に要する経費としての一括交付金等（規則第7条）</p>	<p>ご意見も参考に推進してまいります。</p>
12	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）第8条の2の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の届出に関し必要な事項を</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号。）第8条の2の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の認定等に関し必要な</p>

<p>定めるものとする。</p> <p>(協議会の要件)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) おおむね小学校区を区域とし、その区域が他の協議会の区域と重複しないこと。</p> <p>(2) その区域に属する住民世帯数の過半数が協議会を構成するものとなっていること。</p> <p>(3) その区域に居住し、又は活動する個人、団体、事業者等で構成されていること。</p> <p><u>(4) 規約が定められていること。</u></p> <p><u>(届出の申請)</u></p> <p>第3条 協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、<u>奈良市地域自治協議会設置届出書</u>(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、<u>市長に申請するものとする。</u></p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類</p> <p><u>(3) 代表者名</u></p> <p>(4) 組織図</p> <p>(5) 地域自治計画</p> <p>(6) 区域を示す図面</p> <p>(7) 当該年度の事業計画及び予算書</p> <p>2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 設立の目的</p> <p>(3) 事務所の所在地</p> <p>(4) 活動の内容</p> <p>(5) 区域</p> <p>(6) 構成員に関する事項</p> <p>(7) 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項</p> <p>(8) 議決機関及び執行機関に関する事項</p> <p>(9) 地域自治計画に関する事項</p> <p>(10) 会計に関する事項</p> <p>(11) 監査に関する事項</p>	<p>事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) おおむね小学校区を区域とし、その区域が他の協議会の区域と重複しないこと。</p> <p>(2) その区域に属する住民世帯数の3分の2以上が協議会を構成するものとなっていること。</p> <p>(3) その区域に居住し、又は活動する個人、団体、事業者等で構成されていること。</p> <p>(4) 次条第2項に掲げる事項が記載された規約が定められていること。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第3条 協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、市長の認定(以下「認定」という。)を受けようとするときは、<u>奈良市地域自治協議会認定申請書</u>(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、<u>市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類</p> <p>(3) 構成員及び役員の名簿</p> <p>(4) 組織図</p> <p>(5) 地域自治計画</p> <p>(6) 区域を示す図面</p> <p>(7) 当該年度の事業計画及び予算書</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 設立の目的</p> <p>(3) 事務所の所在地</p> <p>(4) 活動の内容</p> <p>(5) 区域</p> <p>(6) 構成員に関する事項</p> <p>(7) 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項</p> <p>(8) 議決機関及び執行機関に関する事項</p> <p>(9) 地域自治計画に関する事項</p>
---	--

<p>(12) 規約の変更に関する事項</p> <p>(13) その他活動の実施に必要な事項 (届出の審査)</p> <p>第4条 届出の審査については、市民参画及び協働によるまちづくり審議会に諮るものとする。 <u>(地域自治会議)</u></p> <p>第5条 市は協議会と地域自治計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、又は当該課題の解決に向けて協議するための地域自治会議を開催しなければならない。 <u>(地域自治協定)</u></p> <p>第6条 前項の地域自治会議の結果を踏まえ、協議会と市は課題解決に向けて、別に定めるところにより地域自治協定を締結することができる。 <u>(協議会への支援)</u></p> <p>第7条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費の支援及び協議会の活動に要する経費に対し、別に定めるところにより一括交付金等を交付するものとする。</p> <p>2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、助言を行うものとする。</p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第8条 代表者は、第3条の届出書及び添付書類に記載した事項を変更したときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書(別記第2号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、<u>軽微な変更</u>については、この限りでない。</p> <p><u>(届出の取消し)</u></p> <p>第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市民参画及び協働によるまちづくり審議会の審議を経て届出</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。</p>	<p>(10) 会計に関する事項</p> <p>(11) 監査に関する事項</p> <p>(12) 規約の変更に関する事項</p> <p>(13) その他活動の実施に必要な事項</p> <p><u>(協議会認定への支援)</u></p> <p>第4条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、支援を行うことができる。</p> <p>2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条第1項の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。 <u>(認定等)</u></p> <p>第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定する場合は奈良市地域自治協議会認定通知書(別記第2号様式)により、認定しない場合は奈良市地域自治協議会不認定通知書(別記第3号様式)により、その旨を代表者に通知するものとする。</p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第6条 代表者は、第3条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。</p> <p><u>(認定の取消し)</u></p> <p>第7条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。</p> <p>(2) 偽りの申請その他不正の手段により認定を受</p>
---	--

<p>(2) <u>偽りの申請があったとき。</u></p> <p>(3) <u>運営に不正な行為があったとき。</u></p> <p>(4) <u>政治的又は宗教的な活動を主たる目的として</u>いると認められる行為があったとき。</p> <p>(5) <u>その他不相当と認められるとき。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>届出</u>を取り消したときは、奈良市地域自治協議会<u>届出取消通知書</u>(別記第<u>3</u>号様式)によりその旨を当該協議会の代表者に通知するものとする。</p> <p>(解散に伴う届出)</p> <p>第<u>10</u>条 協議会が解散するときは、代表者は解散の<u>30</u>日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書(別記第<u>4</u>号様式)により市長に届け出なければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第<u>11</u>条 市長は、第<u>8</u>条の<u>2</u>の規定により<u>届出</u>を受理した協議会に対し、次に掲げる支援その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 協議会と市民、市民公益活動団体等の十分な連携及び協働が図られるよう調整に努めること。</p> <p>(2) 協議会の運営若しくは活動が円滑に行われるよう、可能な限り市の体制を整備すること。</p> <p>(3) 協議会から助言の要望があったときは<u>助言</u>を行うこと。</p> <p>(4) 協議会との地域自治協定を履行すること。</p> <p>(5) 協議会から、意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、<u>可能な限り</u>市の施策に反映させること。</p> <p>(6) その他協議会に関し必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>(委任)</p> <p>第<u>12</u>条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>けたとき。</p> <p>(3) <u>運営に不正な行為があったとき。</u></p> <p>(4) <u>政治的又は宗教的な活動を目的としていると</u>認められる行為があったとき。</p> <p>(5) <u>その他市長が不相当と認めるとき。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書(別記第<u>5</u>号様式)によりその旨を当該協議会の代表者に通知するものとする。</p> <p>(解散に伴う届出)</p> <p>第<u>8</u>条 協議会が解散するときは、代表者は解散の<u>〇〇</u>日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書(別記第<u>6</u>号様式)により市長に届け出なければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第<u>9</u>条 市長は、第<u>5</u>条の規定により認定を受けた協議会に対し、次に掲げる支援その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 協議会と市民、市民公益活動団体等の十分な連携及び協働が図られるよう調整に努めること。</p> <p>(2) 協議会から、意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させること。</p> <p>(3) 協議会に関し、必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>(委任)</p> <p>第<u>10</u>条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 年 月 日から施行する。</p>
<p>13 この規則案だと、地域自治協議会の立ち上げ時には経費の支援を行えるとしていますが、活動に対する支援については調整や情報提供にとどまっています。活動に対する財政的支援のあり方(たとえば一括交付金)についても示す必要があります。また、</p>	<p>活動に対する財政的な支援の仕方については、いろいろな方法があり、一括交付金もそのひとつではありますが、その方法が地域にとって、一番良い方法なのかどうか、実際に運営される方々とも十分な協議が必要になります。今後ご意見を参考に検討し</p>

	地域自治協議会と市との定期的な協議の場も必要であり、それについても触れることが求められます。	てまいります。
14	規則案にある地域自治計画がどのような性格・機能・権限を有するものなのかが不明です。総合計画をはじめとする行政計画との関連性について整理すべきです。	ご意見も参考に推進してまいります。